

# みずほレポート

2016年8月15日

## ベトナムはメガFTA先行の メリットを享受できるのか

- ◆ 2010年からのTPP交渉参加、2015年12月のEUとのFTA妥結などメガFTA戦略でベトナムの先行は近年際立っており、輸出振興や対内直接投資誘致ではASEANで独り勝ちするとの見方もある
- ◆ ベトナムがメガFTAに積極的に参加した背景としては、貿易収支の改善、対内直接投資の拡大に加え、後発加盟がゆえに大幅な譲歩を余儀なくされたWTO加盟時交渉の反省が挙げられる
- ◆ 一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどはTPPへの参加を視野に産業クラスターの整備や投資環境の整備に注力すると共に、EUとの交渉も始めるなどベトナムを追い始めている
- ◆ カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ（CLMB）などは安い労賃に加え欧米から付与された一般特惠関税制度（GSP）を追い風にしながらベトナムを追い始めている
- ◆ ベトナムがメガFTA参加の利益を最大限に享受するためには、裾野産業育成や他のASEAN諸国との連携を通じて、材料品における中国依存の構造を克服していくことが最重要課題となる

---

アジア調査部 上席主任 研究員 酒向 浩二

03-3591-1375 koji.sako@mizuho-ri.co.jp

アジア調査部 研究員 中村 拓真

03-3591-1414 takuma.nakamura@mizuho-ri.co.jp

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

---

## 目 次

---

I. はじめに	1
II. メガ FTA で先行するベトナム	3
1. ベトナムのメガ FTA 参加の背景	3
2. メガ FTA 参加における狙い	4
(1) 貿易収支の改善	4
(2) FDI の拡大	5
3. メガ FTA の合意内容	6
(1) 縫製品の関税削減に成功	6
(2) 原産地規則は厳しい内容に	8
(3) 川上工程の内製化や人材育成は必要に	10
III. 対抗するタイ、インドネシア、フィリピン	11
1. ベトナムと競合する 3 カ国	11
2. TPP 参加にはまだ時間を要する見込み	12
3. EU との FTA を先行、投資環境整備による FDI 誘致策を打ち出す	13
(1) タイはスーパークラスター政策を打ち出す	13
(2) インドネシアは経済政策パッケージを打ち出す	14
(3) フィリピンは新大統領が憲法改正の可能性を示唆	15
4. TPP 参加国の拡大はベトナムにとって有利になるのか	16
IV. 追いつけるカンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ (CLMB)	17
1. 労働集約的産業の拠点として注目を集める	17
2. GSP が CLMB の輸出競争力を後押し	18
(1) EU は CLMB に最上位の GSP 付与	18
(2) 米国はカンボジアに最上位の GSP 付与	18
3. ベトナムと CLMB は関税面でどちらが優位か	20
(1) EU 向け では当面は CLMB の優位が続く	20
(2) 米国向けは TPP でベトナムの優位性が高まる	21
V. おわりに	22

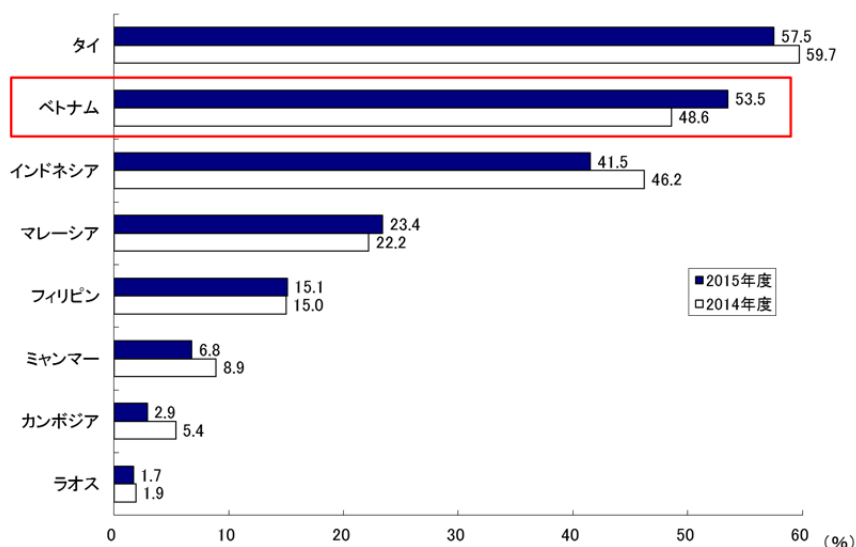
## 1. はじめに

みずほ総合研究所では、毎年度会員企業を対象にアジアビジネスアンケート<sup>1</sup>を実施しているが、2015年度（2016年2月実施）の調査結果をみると、日本企業が今後の海外展開においてASEANを重視する姿勢が続き、ASEANの中ではベトナムへの関心が高まった（図表1）。

その背景の1つには環太平洋経済連携協定（TPP）交渉が2015年10月に大筋で合意し、2016年2月に協定の署名に至ったことがある。アンケートではTPP参加12カ国中、当面の投資拡大の注力先・輸入拡大の注力先ではベトナムは1位、輸出拡大の注力先としては米国に次いで2位となったことから、TPP署名がベトナムへの関心を押し上げたものと考えられる。ASEANではタイ、インドネシア、フィリピンがTPP参加に関心を示しているが、各国ともTPPが目指す高度な自由貿易に対する国内の農業セクターや中小企業セクターからの懸念の声は無視しえず、TPP交渉参加までには時間を要する見込みである。当面の間はベトナムへの関心が高まりやすい状況が続くことになりそうだ。

更にベトナムはEUとのFTA（EVFTA）を2015年12月に妥結済みであり、米国が参加するTPPへの取り組みと欧州とのFTAの双方において、タイ、インドネシア、フィリピンに対するベトナムの先行は際立っている（次頁図表2）。

図表1 今後最も力を入れていく予定の国・地域のASEANの内訳（複数回答）



（資料）みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」（2016年5月12日）

<sup>1</sup> 詳細は酒向（2016a）<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report16-0512.pdf> 参照。

このようにベトナムがメガFTAに対する取り組みを積極化していることはベトナムを重視する日本企業にとって朗報といえるが、輸出振興や対内直接投資(FDI)誘致において今後ベトナムがASEAN域内で大きく躍進できるかという点については、慎重な検討が必要である。

ベトナムの裾野産業は厚みが不十分で、資本財・部品・原材料の相当程度を輸入に頼っている。ベトナムがメガFTAを活かすためには、裾野産業を厚くしてメガFTAにおける原産地規則をクリアすることが不可欠である。日本企業が集積するタイは裾野産業の厚みでは一日の長があるうえに新たに産業クラスターを育てていく政策を打ち出しており、インドネシアも経済政策パッケージを打ち出して投資環境の整備を図っている。

また、ベトナムの周辺を見渡せば、カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ(CLMB)などベトナム以上に労働コストが安い国が台頭してきている。これらの国は開発途上国として先進国向け輸出で優遇を受ける一般特恵関税制度(GSP)を活用することが可能であることから、TPPに参加しなくても受益を得られる輸出品目が少なくない。

そこで本稿では、アジアの中でメガFTAへの取り組みで先行するベトナムは輸出振興で独走できるかについて、周辺国の動向を踏まえて考察した。第2章でベトナムが先行するTPPとEVFTAという2つのメガFTA<sup>2</sup>の動きをベトナムの情勢を踏まえて把握し、第3章ではそれを受けてタイ、インドネシア、フィリピンがどのように対処しようとしているのか、第4章ではGSPが適用されるCLMBはベトナムに比べて有利なのか否かをまとめ、第5章で総括した。

**図表2 ベトナムとASEAN3(タイ、インドネシア、フィリピン)のメガFTA進展状況**

国/FTA	TPP(12カ国)	TPP備考	EU(英を除くと27カ国)	EU備考
ベトナム	参加	2010年から交渉参加	2015年12月妥結	2018年以降に発効予定
タイ	—	閣僚が参加意向示す	交渉中断中	タイは交渉再開を要望
インドネシア	—	大統領が参加意向示す	2016年7月から交渉中	—
フィリピン	—	前大統領が参加意向示す	2015年12月から交渉中	—

(資料) 欧州委員会資料、各種報道よりみずほ総合研究所作成

<sup>2</sup> ASEAN10カ国および日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国が参加する東アジア包括的経済連携協定(RCEP)も交渉中だが、高度な貿易自由化で妥結できるかどうか不透明であるため本稿では対象外とした。

## II. メガFTAで先行するベトナム

### 1. ベトナムのメガFTA参加の背景

まず、ベトナムがTPPとEUとのFTA (EVFTA) という2つのメガFTAに参加した経緯と、他のASEAN諸国のこれらのメガFTAへの参加状況を確認しよう。TPPは、2006年に発効したニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイのFTA (P4協定) を原協定としている。2008年に米国がP4に参加を表明し、ベトナムも同年には参加を表明した。2010年3月からP4の原加盟国である4カ国に米国、ベトナム、オーストラリア、ペルーを加えた8カ国による拡大交渉が開始され、TPPは高いレベルの自由化を目指すアジア太平洋地域の経済統合の枠組みとして注目されることになった。その後TPP交渉参加国は日本、マレーシア、メキシコ、カナダを加えた12カ国に拡大し、2015年10月に交渉は大筋合意、2016年2月に全加盟国による署名に至った。現時点でベトナムの他にTPPに参加しているASEAN諸国は、シンガポール、ブルネイ、マレーシアの3カ国である。

EUとのFTAについては、2007年に開始されたカンボジア、ラオス、ミャンマーを除くASEAN7カ国とEUのFTA交渉が2009年の第7回会合において中断されたことを受けて<sup>3</sup>、ASEAN個別国との2カ国間FTA交渉を行う方針に転換したEUが、2010年のシンガポールおよびマレーシアとの交渉開始に続き、2012年にベトナムとの交渉を開始した。ベトナムとの交渉は2015年12月に合意に達しており、順調に進めば2017年にはEU議会での批准手続きが行われ、2018年に発効に至る見込みである。なお、ASEAN諸国のうち、EUとFTA交渉を開始した国は6カ国あるが<sup>4</sup>、そのうちFTAが合意に達しているのは、ベトナムとシンガポールである。

ベトナムがこのように、他のアジア諸国に先行してメガFTAに参加した背景には、WTO加盟における経験があると考えられる。2007年にWTO加盟を果たしたベトナムだが、加盟に向けた交渉は厳しいものだった。WTO加盟においては、加盟申請国が交渉を希望する全ての既加盟国と市場アクセスについて交渉を行い、合意に至る必要がある<sup>5</sup>。この交渉は、まず既加盟国が申請国に対して自由化要求を行い、申請国が既加盟国の合意を得るために可能な範囲で自由化を約束するというプロセスで、基本的に申請国が譲歩を迫られる。また、加盟が遅くなるほど多くの国と交渉しなくてはならず、より多くの譲歩を余儀なくされる。WTOの150番目の加盟国となったベトナムは、こうした2カ国間の交渉を29もの国と行う必要があり、様々な自由化を求められた。特に米国との交渉は難航し、結果的には関税の引き下げやサービス分野の自由化、輸出補助金の削減など、様々な面で譲歩を余儀なくされた。こうしたWTO加盟交渉における苦い経験から、ベトナムとしては新しい広域的な貿易・投資の枠組みが策定されうる場においては、なるべく早い段階から参加して自国の主張をその枠組みに反映させたいという意図があったのではないかと推察される。

<sup>3</sup> EUとASEAN7カ国との交渉が頓挫した要因としては、ASEAN内の経済的な格差が大きかったことで、加盟国ごとに受け入れ可能な自由化の内容や程度が違ったことが指摘されている。(JETRO (2014) 参照)

<sup>4</sup> シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、フィリピン、インドネシアの6カ国である。

<sup>5</sup> ベトナムのWTO加盟交渉の詳細は、藤田(2006)および経済産業省資料 ([http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/negotiation/accession/accession.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/accession/accession.html)) を参照。

## 2. メガFTA参加における狙い

それでは、ベトナムがメガFTAに参加した狙いとはどういった点だったのだろうか。ここではマクロ経済的な要因を考察する。

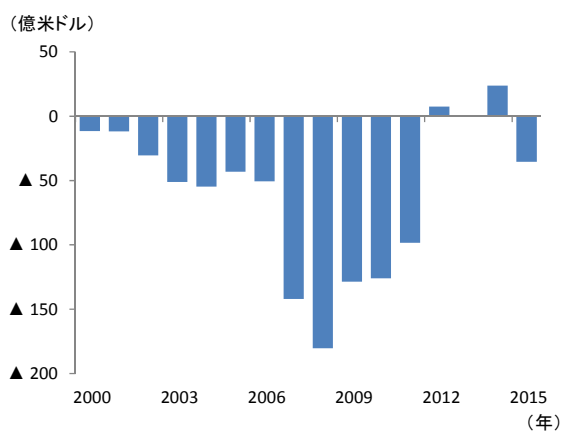
### (1) 貿易収支の改善

ベトナムのメガFTA参加を促した最大の要因は、同国の慢性的な貿易赤字体質であろう。ベトナムの貿易収支は2008年まで一貫して赤字が拡大傾向にあった（図表3）。ベトナムの通貨ドン、実質的に米ドルと連動するように当局によって誘導されており、為替レートを安定的に推移させるためには適正な水準の外貨準備が必要となる。しかし、貿易赤字を主因として経常収支も赤字が続くと、外貨準備高の減少を招き、結果的に通貨の下落につながる可能性がある。実際に2011年には外貨準備高が大幅に減少し、通貨危機が懸念された。通貨の安定は物価安定に不可欠なほか、企業の投資決定においても重要な要素となるため、ベトナムにとって貿易赤字体質の改善は成長のための重要課題となっているのである。

ベトナムの貿易収支の構造的特徴は、貿易赤字相手と貿易黒字相手が特定の国・地域に偏っていることだ。まず貿易赤字相手としては、中国が圧倒的に大きい。2015年におけるベトナムの対中貿易赤字額は287億米ドルと、全貿易赤字相手に対する赤字合計額の43.4%を占めている。これは2番目に大きい対韓国の赤字額146億ドルと比べても、約2倍の額である（図表4）。一方、貿易黒字相手として大きいのは、米国と欧州であり、これら2つの国・地域向けの2015年における貿易黒字額は合計で416億米ドルと、全貿易黒字相手に対する黒字合計額の50.9%を占めている。

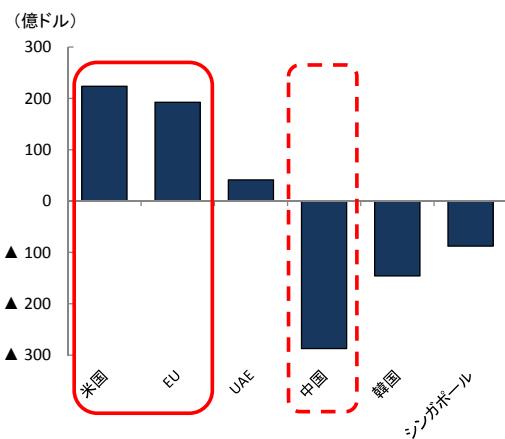
こうしたベトナムの貿易構造を考えると、対中輸入の拡大を抑制しつつ欧米向けの輸出を拡大することが、重要な要素だといえるだろう。TPPやEVFTAへの参加は、欧米向け輸出の促進が期待できる一方、中国は現時点でどちらの枠組みにも入っておらず、自由化による対中輸入拡大に対する懸念も小さい。TPPやEVFTAへの参加はこうした意味で、ベトナムの貿易収支を改善させる有効な方法であるといえるだろう。

図表3 貿易収支



(注) CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

図表4 相手国・地域別貿易収支 (2015年)



(注) UN Comtrade よりみずほ総合研究所作成

## (2) FDI の拡大

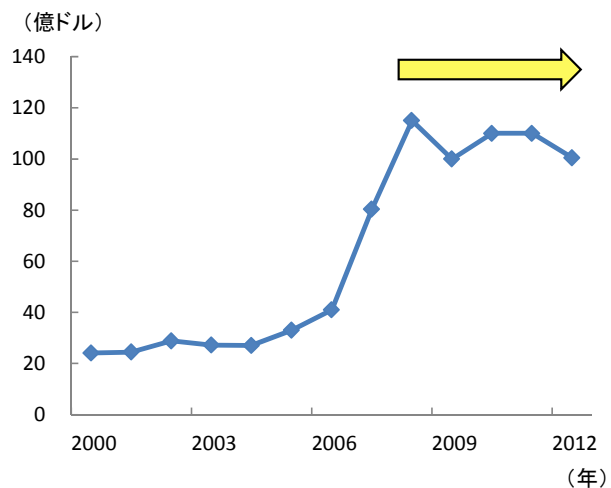
もう1つ大きな要因として挙げられるのが、対内直接投資（FDI）の誘致である。ベトナムは、2001年に発表した「2001-2010年における社会・経済発展のための戦略（Strategy for socio-economic development 2001-2010）」において、2020年までに近代的な工業国（modern-oriented industrialised country）になるという目標を掲げた。この目標達成のための手段として、同戦略では産業効率化の必要性が認識されており、FDIを通じた国外からの技術導入は、人材育成などとともに産業効率化に不可欠な要素として挙げられている<sup>6</sup>。

こうした長期目標の下、FDI誘致のためにまずベトナムが取り組んだのが、WTOへの加盟である。ベトナムは1995年にWTOへの加盟申請を行ったが、2000年代半ばからこの加盟に向けた交渉を本格化させ、2007年1月に加盟に至った。その影響は大きく、加盟に伴って各種の国内規制改革が行われた結果、投資環境が改善されたことで、2006年に41億ドルだった対内直接投資実行額は2008年に115億ドルにまで増加した（図表5）。

しかしながら、その後の景気過熱をコントロールできなかったことで30%近い大幅な物価上昇を招いてしまったことや、リーマンショックにより先進国から新興国に向かう資金が減少したことで、ベトナムに対するFDIは2000年代後半から停滞した。こうした背景から、ベトナムとしてはTPPやEVFTAを通じた投資環境の更なる改善を通して、FDIを再び活発化させたいという思惑があったとみられる。

また、FDIの誘致は前述した貿易赤字改善のためにも重要である。ベトナムの国内産業は、製造業の中でも組み立てや仕上げなどの労働集約的な川下工程が中心であり、材料品の多くは中国などからの輸入に依存してきた。ベトナムが大幅な対中貿易赤字を抱える背景には、こうしたベトナムの産業構造の問題がある。メガFTA参加を通じて国内の投資環境が改善するとともに、ベトナムのTPP加盟国やEU向けの輸出拠点としての重要性が高まれば、現地調達率を高めるための外資企業の投資も活発となることが期待される。こうした裾野産業への投資はベトナム国内での材料品の供給能力向上につながり、貿易赤字の改善にもつながると考えられる。

図表5 直接投資実行額



(資料) ベトナム統計総局よりみずほ総合研究所作成

<sup>6</sup> 詳細は、ベトナム政府のホームページ掲載の原文を参照。

<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/strategies/strategiesdetails?categoryId=29&articleId=3065>



### 3. メガFTAの合意内容

次に、TPPおよびEVFTA交渉においてベトナム側が争点としていた内容とその結果を点検しよう。

#### (1) 縫製品の関税削減に成功

ベトナムがTPPやEVFTAにおける成果として最も期待していたのは、前述の通り、関税削減による米国やEU向けの輸出拡大である。では、具体的にどういった品目の輸出増加が期待されていたのだろうか。米国とEU向けのベトナムの主要輸出品をみると、上位を占めている品目はおおむね類似している。大きなシェアを占めているのは、携帯電話などの電機機器、衣類や履物などの縫製品、そして機械機器・部品である(図表6)。ただし、これらの上位品目のうち、電気機器や機械機器・部品についてはすでに多くの品目で関税が撤廃されている。欧米が依然として関税を課しているベトナムの主要輸出品は、衣類や履物などの縫製品である。

図表6 欧米向けベトナム主要輸出品の現行関税率

#### 米国

大品目名	HSコード	輸出に占める割合(%)	主要詳細品目 (HS2012)	基本関税率(%)
衣類および付属品	61-62	30.1	611020	5~16.5
			611030	6~32
			620462	0~16.6
電機機器・部品	85	12.2	851712	無税
			854231	無税
			851762	無税
履物等	64	11.9	640399	0~10
			640299	3~48
			640411	10.5~48
家具	94	10.3	940350	無税
			940360	無税

#### EU

大品目名	HSコード	輸出に占める割合(%)	主要詳細品目 (HS2012)	基本関税率(%)
電機機器・部品	85	38.0	851712	無税
機械機器・部品	84	15.0	847330	無税
			847130	無税
衣類および付属品	61-62	9.9	640411	11.9
			640419	11.9
			640299	11.9
履物等	64	8.1	620293	9.6
			620193	9.6
			620343	9.6
			620520	9.6

(注) 1. 輸出に占める割合は輸入側統計を用いて計算(2014年貿易額)。

2. EU向けについては、GSP対象品目の場合はGSP適用後税率。

(資料) 米国通商代表部、欧州委員会、UN Comtrade よりみずほ総合研究所作成

また、特筆すべきなのは、欧米がベトナムの縫製品に課している関税の高さだ。たとえば、米国の対ベトナム輸出品に対する関税率は全体では加重平均で8.8%であるが、衣類と履物の関税率はそれぞれ12%、18%である。EUについても、全体の関税率は2.4%であるのに対し、衣類の関税率は9%、履物は11%と高い。したがって、ベトナムとしてはこうした品目の高関税の撤廃を勝ち取ることが交渉における最優先事項だったといえる。

では、TPP と EVFTA で合意された縫製品の関税削減はどういった内容であろうか。まず、TPP における米国の関税撤廃率は100%であり、最終的には縫製品を含む全品目の関税が撤廃される。一方、EVFTA においては、輸入割当関税品目が一部残存するため、EU の関税撤廃率は輸入額ベースで99.9%である。しかし、縫製品に対する関税については、TPP 同様に全て撤廃されることとなっている。

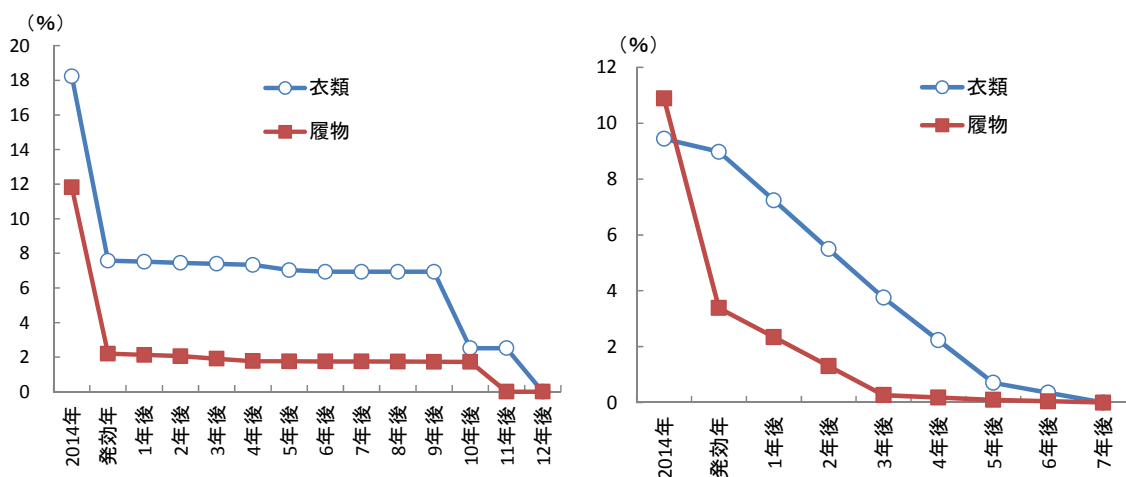
縫製品の関税が最終的に完全に撤廃される内容となっていることは TPP と EVFTA で共通だが、その削減スケジュールは若干異なる。まず、TPP における米国の縫製品に対する関税削減スケジュールの特徴は、早期に大幅な引き下げが行われることである（図表7）。衣類、履物の両品目について、発効年に10%近い大幅な関税削減が行われる内容となっている。ただし、その後は一定の関税率で据え置かれ、完全に関税が撤廃されるのは履物が発効年の11年後、衣類が12年後である。

一方のEVFTA では、履物はTPP での米国同様に発効年に大きく関税が引き下げられるが、衣類については毎年一定程度の幅で緩やかに削減が行われる。したがって、TPP と比べて関税撤廃の効果が表れるまでに時間がかかるといえよう。一方で、関税が完全に撤廃されるまでの期間はEVFTA のほうが短く、衣類、履物ともに7年となっている。

図表7 縫製品の関税削減スケジュール

米国 (TPP)

EU (EVFTA)



(注) 衣類はHS-61~62、履物はHS-64。  
(資料) 米国通商代表部、台湾経済研究院よりみずほ総合研究所作成

## (2) 原産地規則は厳しい内容に

ベトナムにとって関税削減と同様に重要な争点だったのが、原産地規則の問題である。FTA が発効すると、締結国から他の締結国に輸出をする場合に特惠関税の適用を受けることができるが、そのためには輸出品が原産地規則を満たし、FTA 締結国で製造されたものであることを証明する必要がある。原産地規則の内容は、付加価値の一定割合が締結国内で創造されていることや、特定の製造工程が締結国内で行われていることなど、協定によって様々である。ベトナムとしては、材料品の多くを中国をはじめとする他国からの輸入に依存しているという構造があるため、特に輸出拡大が期待される縫製品においては、原産地規則の内容をなるべく緩やかなものにし、特惠関税を享受するためのハードルを低くしたいとの思惑があった。

そこで TPP、EVFTA の両協定における縫製品の原産地規則の内容をみていこう。履物については、TPP、EVFTA とともにほぼ同じ原産地規則の内容となっており、材料品を履物に仕上げる工程のみがベトナム国内で行われる必要がある「1 工程基準」である（次頁図表 8）。この原産地規則の下では、中国などの FTA 締結国外から材料品を輸入したとしても、裁断・縫製といった仕上げ工程がベトナムで行われれば、ベトナムから欧米に輸出される履物は特惠関税の対象となるため、材料品を輸入に依存するベトナムの産業構造がハードルとなる可能性は低いといえる。

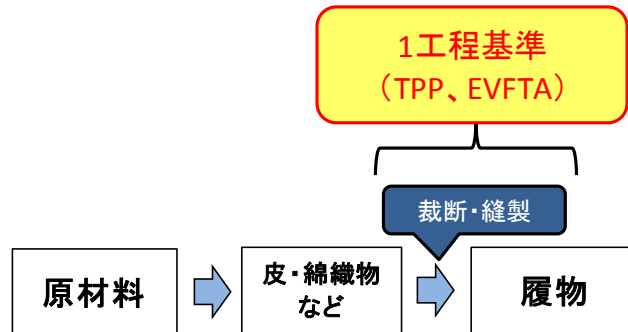
一方、衣類の原産地規則は EVFTA と TPP で内容が異なる。EVFTA の場合には、生地製造と裁断・縫製という 2 つの工程が FTA の締結国内で行われる必要のある「2 工程基準」であり<sup>7</sup>、TPP の原産地規則は更に、①製糸、②生地製造、③裁断・縫製、という 3 つの工程が全て TPP 加盟国内で行われる必要がある「3 工程基準」である。これらの工程は必ずしもすべてベトナム国内で行われる必要はなく、FTA の他の締結国で行ってもよい。たとえば、EVFTA では EU 加盟国のいずれか、TPP では日本や米国など TPP 参加国で工程の一部が行われても問題はない。しかし、ベトナムの場合には、衣類の材料品の調達先は中国が圧倒的に多く、次いで韓国や香港、台湾などが輸入先になっている。これらの国・地域は TPP や EVFTA の参加国ではないため、現在の構造のままでは、ベトナムからの衣類輸出品は特惠関税の対象とならない可能性が高い<sup>8</sup>。原産地規則を満たすためには、材料品の調達先を変えるか、自国で材料品を調達できるようにする必要がある。

<sup>7</sup> ここで原産地規則として挙げているものは、衣類全般に共通する代表的な内容である。大半の品目では、これ以外にも原産地規則を満たすための条件が設定され、どれかを満たせば特惠関税を享受することができる。

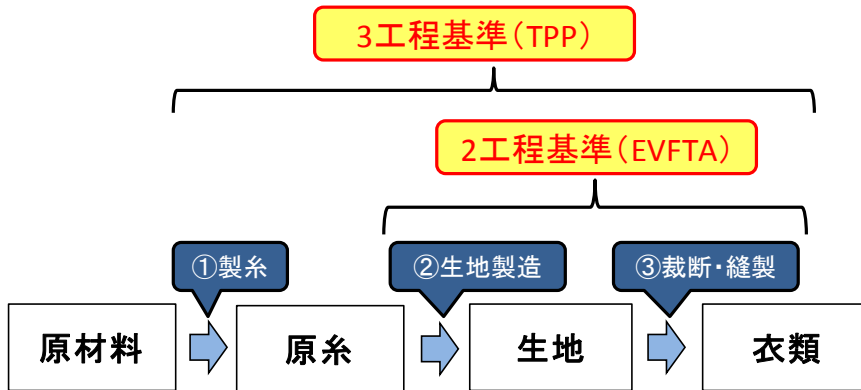
<sup>8</sup> TPP には「ショートサプライリスト」と呼ばれる例外規定があり、域内での調達に難しい材料品については、域外から調達しても例外的に原産地規則を満たすことができる。ただし、こうした例外規定の対象になる品目は少なく、大部分の生産者はヤーン・フォーワード・ルールに従わなければいけないと報道されている（「TPP 原系原則、例外は 15% どまり」NNA、2015 年 11 月 19 日）。

図表8 メガFTAにおける縫製品の原産地規則イメージ

履物



衣類



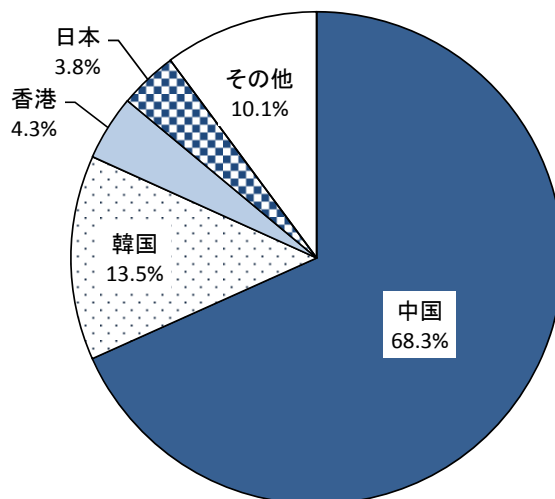
(資料) 米国通商代表部、欧州委員会よりみずほ総合研究所作成

### (3) 川上工程の内製化や人材育成は必要に

TPP でベトナムの米国向け縫製品の輸出競争力は高まると期待されるが、そのためにはいくつか越えなくてはならないハードルもある。まず1つは、材料品の国内供給能力の増強だ。ベトナムの衣類は材料の7割程度を輸入に依存しているとも言われており<sup>9</sup>、その大半はTPP 非加盟国である中国からの輸入である。綿織物を例にとると、ベトナムの輸入全体のうち68.3%が中国からの輸入となっている(図表9)。TPP における衣類の原産地規則は3工程基準という厳しい内容になったため、米国向けの衣類がTPP の恩恵を享受するためには、川上工程を内製化する必要がある。近年はTPP 発効を見据えて、韓国や中国・香港・台湾系などの企業によるベトナム縫製産業への大型投資が相次いでおり、こうした投資には川上工程へのものも含まれている。しかし、増加が見込まれる米国向け衣類の材料品を調達するのに十分な程度まで裾野産業が育成されるかには懸念もある。

もう1つのハードルは、専門人材の育成だ。これまで縫製産業でも労働集約的な川下工程を主に担ってきたベトナムでは、専門人材が慢性的に不足している。特に染色など高度な技術が必要とされる複雑な分野において、こうした状況が深刻なようだ。こうした分野に必要な専門人材の不足が続けば、川上工程への投資が停滞し、材料品の国内供給能力の増強が進まない可能性もあるだろう。

図表9 ベトナムの綿織物輸入国別シェア



(注) 2014年のデータを用いて計算(HS5208)。  
(資料) UN Comtrade よりみずほ総合研究所作成

<sup>9</sup> “Firms to seek local suppliers,” *Viet Nam News*, 2016年1月19日。

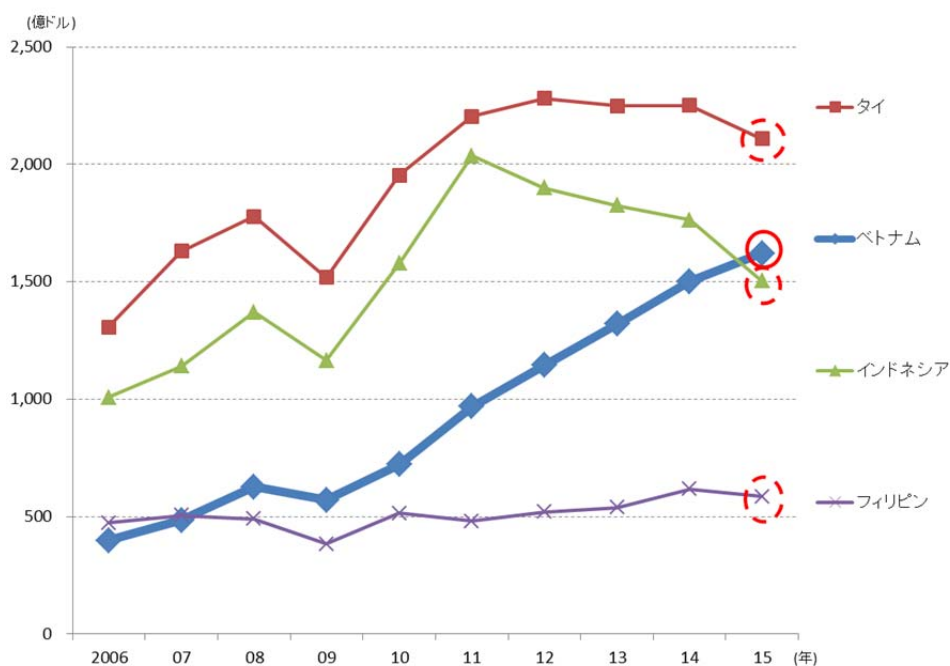
### III. 対抗するタイ、インドネシア、フィリピン

#### 1. ベトナムと競合する3カ国

ASEAN 諸国で首脳や政府高官から TPP に積極的な発言が聞かれるのは、前述の通りタイ、インドネシア、フィリピンである。3カ国がメガFTA でベトナムに追随する姿勢をみせているのは、近年、ベトナムの輸出が好調なのに対して、3カ国の輸出が伸び悩んでいることが一因である（図表10）。ベトナムが好調なのは、縫製品の輸出拡大が続いていることが一因であり（次頁図表11）、TPP 参加のベトナムに対米縫製品輸出拡大で先行されれば、輸出競争で更に不利になるという懸念がある。

また TPP では、参加国域内で生産分業を行って一定の付加価値基準<sup>10</sup>をクリアできればメードイン TPP として関税なしでの TPP 域内向け輸出が行える完全累積原産地規則が採用されており、サプライチェーン構築上の利便性を高める制度が盛り込まれているため、3カ国は今後の FDI 誘致の点でもベトナムに対して不利となることを懸念している。そのためタイ、インドネシア、フィリピンの政府は、TPP 交渉参加の意向を強めているとみられる。

図表10 ベトナムおよびタイ、インドネシア、フィリピンの輸出



(資料) CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

<sup>10</sup> たとえば、自動車部品の場合は55%のものが多い。日本で付加価値40%、ベトナムで15%の累積55%になれば、米国に関税なしで輸出することが可能となる。

## 2. TPP 参加にはまだ時間を要する見込み

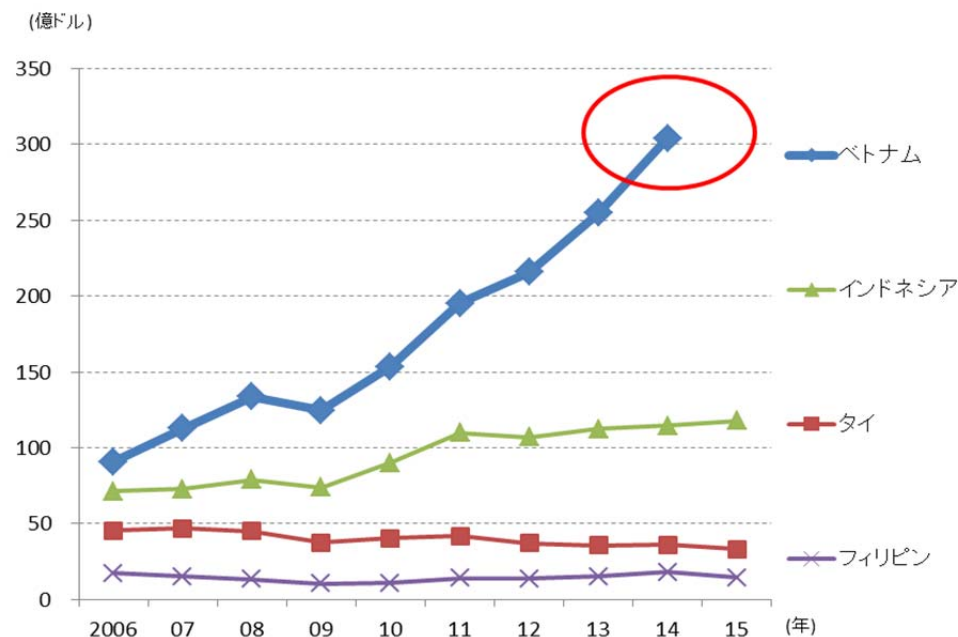
タイ、インドネシア、フィリピンの首脳や政府高官は、米国を筆頭とする 12 カ国へのアクセスでベトナムと対等な地位を確保すべく、TPP 参加に対する前向きな発言を繰り返しているが、実際に、TPP 参加に向けた政府の閣議決定など、国家の意思統一までには至っていない。

TPP は高度な貿易自由化を目指す協定であるがゆえに、3 カ国の中小企業セクターや農業セクターなどが、TPP 参加国からの輸入増に伴う雇用などへの影響を懸念しているためであり、輸出振興と同時にこれらの国内セクターへの配慮が求められているためである。

更に、3 カ国が国内の調整を無事に終えて TPP 交渉に参加する場合にもハードルは残る。TPP は、関税撤廃に加えて、サービス・投資の自由化、政府調達開放、知的財産のルール制定など 21 分野に及ぶ高度で包括的な協定であり、これらの非関税分野のルールを重視する米国との通商交渉経験が不十分な場合には、TPP 交渉が難航するとの指摘もある（シンガポール政府系シンクタンク）。

タイは 2000 年代前半にタクシン政権（当時）が積極的に FTA を推し進め<sup>11</sup>、2004 年から米国と 2 国間 FTA を交渉を行ったものの、2006 年にクーデターが発生してタクシン政権が崩壊したことから、交渉は 2 年で頓挫しており経験蓄積には至らなかった。インドネシアとフィリピンに至っては米国との FTA 交渉は未経験であり、3 カ国が TPP 参加に踏み切った後も、交渉をスムーズに行えるかどうかについては不透明感が残る。

図表 11 ベトナムおよびタイ、インドネシア、フィリピンの縫製品輸出



(注)ベトナムの 2015 年はデータなし。縫製品=HS61・HS62（衣類および付属品）、HS64（履物等）の合計。  
 (資料) CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

<sup>11</sup> 日本、豪州と FTA を締結。インドとも一部品目の関税削減交渉を進めた。

### 3. EU との FTA を先行、投資環境整備による FDI 誘致策を打ち出す

一方で、EU との FTA においても関税撤廃に加えて、サービス・投資の自由化、政府調達への開放、知的財産のルール制定などが一部含まれてはいるものの、TPP とは異なり、主たる交渉分野は通商であるために、妥結に向けたハードルは相対的に低くなる。

2015 年 12 月の EVFTA 妥結の跡を追うように、フィリピンは 2015 年 12 月から EU との交渉を開始、インドネシアは 2016 年 7 月から EU との交渉を開始した。また、タイは 2014 年からインラック政権(当時)が EU との FTA 交渉を行っていたが 2015 年にクーデターが発生してインラック政権が崩壊して交渉が中断したため、EU に交渉再開を要望している<sup>12</sup>。タイ、インドネシア、フィリピンは TPP に比べてハードルの低い EU との FTA<sup>13</sup>交渉を優先させて先進国とのメガ FTA 交渉の地ならしを行い、国内の反応を見極めながら TPP 参加へとつなげていこうという目算があるようにうかがえる。

更に、各国は次のような投資環境整備による FDI 誘致策を打ち出している。

#### (1) タイはスーパークラスター政策を打ち出す

タイは、ベトナムの TPP 参加で新規投資がベトナムにシフトし将来的に環太平洋のサプライチェーンから外されることを懸念しているが<sup>14</sup>、ベトナムに比べて産業集積で先行しているという強みがある。日本企業の現地調達率の高さはその証左であろう(図表 12)。

この強みを活かすべく、2015 年に工業化が進んだタイ東部沿海部などでは高度技術を使用する産業、次世代産業のための自動車・自動車部品や電気・電子機器および電気通信機器などの 6 業種をスーパー(次世代産業)クラスター、東北や南部などの地方部では農産品加工クラスター、東部沿海部の郊外では繊維・アパレルクラスターを認定して(次頁図表 13) 8 年間法人税免税などの税制優遇策を打ち出し、産業集積を更に促す方針を打ち出している。

図表 12 ASEAN 進出日系企業の現地調達率

国/調達先	現地	ASEAN	日本	中国	その他
(参考)中国	64.7	2.5	26.8	-	6.0
タイ	55.5	2.8	29.0	5.1	7.6
インドネシア	40.5	10.7	33.8	5.7	9.3
ベトナム	32.1	11.9	35.5	12.1	8.4
フィリピン	26.2	6.9	44.7	8.9	13.3

(注) ミャンマーは調査対象外。

(資料) 日本貿易振興機構「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(2015 年 12 月 22 日)  
よりみずほ総合研究所作成

<sup>12</sup> 詳細は、土屋(2015)参照。

<sup>13</sup> 2016 年 6 月 23 日に行われた英国の EU 離脱国民投票の結果を受けて、EU が英国との交渉に労力を割かれることになれば、新規の対外 FTA については交渉スピードが鈍る可能性はある。また、FTA 発効の要件を、欧州議会の批准から、全加盟国議会の批准に見直すべきという意見があり、発効までのハードルが上がる可能性もある。

<sup>14</sup> 2016 年 1 月 12 付バンコクポスト紙でタイ工業連盟のバロップ副会長は、「タイが TPP に参加しない限り、米国市場へのアクセスがしやすいベトナムやマレーシアなどに外国投資が流出する懸念がある」との考えを示している。



図表 13 タイ投資委員会が認定したクラスター

分野	クラスター
自動車・自動車部品	スーパー(次世代産業)クラスター
電機・電子機械および電気通信機器	スーパー(次世代産業)クラスター
環境にやさしい石油化学・化学品	スーパー(次世代産業)クラスター
デジタル	スーパー(次世代産業)クラスター
食品イノベーション	スーパー(次世代産業)クラスター
メディカルハブ	スーパー(次世代産業)クラスター
農産品加工	クラスター
繊維・アパレル	クラスター

(資料) タイ投資委員会よりみずほ総合研究所作成

## (2) インドネシアは経済政策パッケージを打ち出す

インドネシアでは、ジョコ大統領が TPP 参加に前向きな姿勢を示しているが、輸入拡大に伴う雇用面での不安などから、国内には TPP に対する警戒感が根強く残る<sup>15</sup>。

そこでジョコ大統領は、2015 年 9 月以降、マクロ経済・為替レートの安定化を目的にほぼ毎月のペースで経済政策パッケージを打ち出している。その詳細をみると、マクロ経済の安定化という面に加えて、投資環境の整備という意味合いも強いと見込まれる(図表 14)。

図表 14 ジョコ政権が打ち出した経済政策パッケージ

	発表日	内容
第1弾	2015/9/9	・産業競争力強化のための規制緩和
		・国のインフラ整備促進に向けた投資認可手続き簡素化
		・不動産セクターの投資引き上げ
第2弾	2015/9/29	・投資許認可の取得に要する日数の短縮化
		・輸入手続きの簡素化
第3弾	2015/10/7	・企業向け石油燃料、ガス、電気料金値下げ
		・中小零細企業向け低利融資の対象拡大
		・投資の際の土地収用の許認可手続き短縮
第4弾	2015/10/15	・最低賃金を含む賃金制度の改正
		・国民事業融資の対象拡大
第5弾	2015/10/22	・資産再評価益税の減税
		・不動産投資信託の売却益と配当への二重課税の廃止
		・イスラム金融取引への規制の緩和
第6弾	2015/11/5	・経済特区での各種優遇措置の強化
		・水道事業の法的確実性の強化
		・医薬品原材料の輸入手続きの迅速化(ペーパーレス化)
第7弾	2015/12/4	・従業員所得の源泉税の引き下げ
		・畜産分野への投資インセンティブ
		・製油所建設の迅速化
第8弾	2015/12/21	・地図の統一化
		・航空機整備会社へのインセンティブ
第9弾	2016/1/27	・発電所建設の加速
		・牛肉輸入の緩和
第10弾	2016/2/11	・ネガティブリスト(投資規制業種リスト)の改正
		・観光やインフラ分野を中心に計64業種で外資出資上限を緩和
第11弾	2016/3/29	・港湾からのコンテナ搬出所要日数の短縮化
第12弾	2016/4/28	・中小企業の起業を容易化

(注) 網掛は投資環境整備に関わる部分。

(資料) 各種報道よりみずほ総合研究所作成

<sup>15</sup> 詳細は酒向(2016b) <http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as160404.pdf> 参照。

### (3) フィリピンは新大統領が憲法改正の可能性を示唆

フィリピンでは、アキノ前大統領が TPP 参加には前向きな姿勢を示してきたが、任期満了に伴い 2016 年 6 月末にドゥテルテ政権が発足している。ドゥテルテ新大統領は就任に当たって 10 項目の経済政策案を打ち出しており、その多くは投資環境の改善にもつながる政策といえよう。

この中の 1 項目に、FDI 拡大のための外資規制を規定する憲法条項緩和を挙げていることは注目される（図表 15）。フィリピンの憲法は一部のサービス分野などで外資参入を規制しており、このことが TPP 参加の足かせになるとみられてきた。憲法・法律に精通するドゥテルテ大統領が、憲法条項の緩和を打ち出していることは、TPP 参加に向けたメッセージ<sup>16</sup>という前向きな見方もあるようだ。

更に、ロペス新貿易産業相が、米国と TPP 参加に向けた非公式協議を行ったことを 2016 年 8 月上旬に明らかにしており<sup>17</sup>、今後の新政権の動きが注目される。

図表 15 ドゥテルテ政権が打ち出した 10 項目の経済政策案

①現行経済政策の継続と維持
②物価連動税制導入などによる国家税制システムの改善
③FDI拡大のため外資規制を規定する憲法条項緩和
④官民連携（PPP）主導でインフラ整備推進
⑤地方発展のための農業効率性向上を推進
⑥土地登記4機関の弊害を改善し土地保有の安全性・確実性・担保性を向上
⑦産業界ニーズにマッチするコミュニケーション、数学、論理的思考などの能力を高めるような教育改革
⑧自立した成長に向け、科学・技術・芸術を促進することで革新的・創造性を強化
⑨貧困層向け条件付現金給付プログラムを含む社会保障制度の改善
⑩産児制限を目的とする人口抑制法の厳格な執行

（資料）各種報道よりみずほ総合研究所作成

<sup>16</sup> 2016 年 5 月 23 日付ビジネスミラー紙は、「ドゥテルテ新大統領は改憲に意欲を示しているため、前政権で実現しなかった TPP 参加の可能性が高まる。国会も追随する可能性が高まる」と報じている。

<sup>17</sup> 2016 年 8 月 4 日付ロイター。非公式協議の開催時期は不明。

#### 4. TPP 参加国の拡大はベトナムにとって有利になるのか

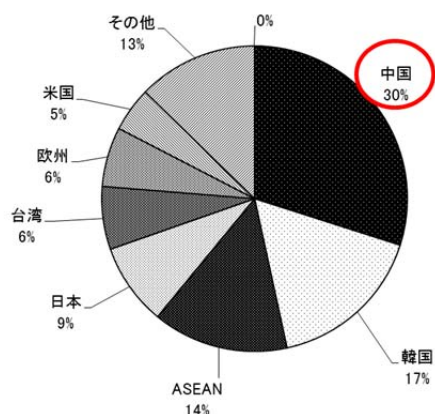
ベトナムは、裾野産業が弱いことは前述したが、現在は輸入の3割を中国が占め(図表16)、機械や鉄鋼などの工業製品のみならず糸や生地など軽工業品においても対中輸入依存度は高い(図表17)。中国は現時点では TPP 参加の意思表示を行っていないことから、ベトナムは、中国依存を脱却して、TPP の原産地規則をクリアすることが必要になる。

そこで、ベトナム政府は2015年に6分野(①繊維、②靴、③電気電子、④自動車部品、⑤一般機械、⑥ハイテク用の裾野産業製品開発)の裾野産業に対する FDI 優遇政策を発表しており、さらなる産業集積を促していきたい考えだ。裾野産業に対する税制優遇を付与した工業団地<sup>18</sup>も開設して DFI 誘致を進めており、TPP を自国の裾野産業育成の好機と捉えている。

一方で、裾野産業の育成までには中長期の時間を要するうえ、全分野の産業集積を同時並行で進めることは現実的ではない。そのため、ベトナムが、調達先を中国から ASEAN 域内に切り替えることも、現実的な選択肢の一つとなりそうだ。ASEAN 域内の相互補完が進めば、対中依存からの脱却は進み易くなる可能性がある。

2015 年末に ASEAN 経済共同体(AEC)が発足して、ASEAN 域内の関税撤廃や物流網の整備が進んでいることに加え、タイ、インドネシア、フィリピンが TPP 参加に将来的に踏み切ることになれば、ASEAN 域内の相互補完によって完全累積原産地規則の利用度が高まり、ベトナムの投資環境上の魅力も高まる等の相乗効果が見込まれる。

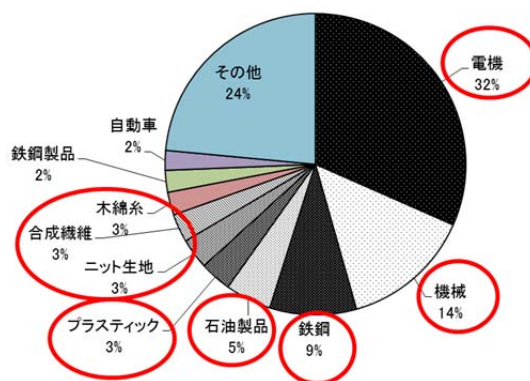
図表 16 ベトナムの輸入先



(注) データは2014年。

(資料)CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

図表 17 ベトナムの中国からの輸入品



(注) データは2014年。

(資料)CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

<sup>18</sup> ハンシップ工業団地(ハノイ市)、ドンバン3工業団地(ハナム省)、ダバク工業団地(バリア・ブンタウ省)、ニョンチャック工業団地・アンフォック工業団地・ザンディーン工業団地(ドンナイ省)など。

## IV. 追いつけるカンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ (CLMB)

### 1. 労働集約的産業の拠点として注目を集める

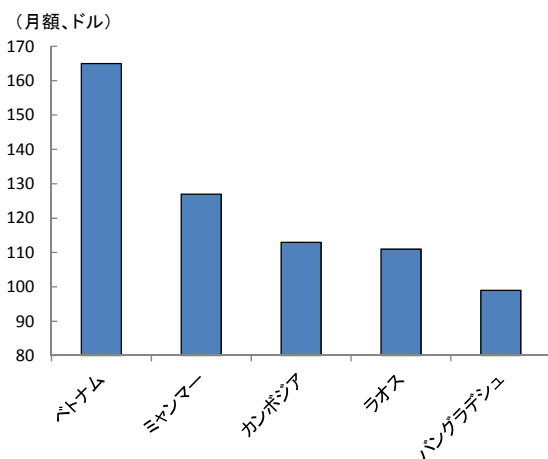
ベトナムはこれまで低賃金と豊富な労働力を強みに、繊維産業をはじめとする労働集約的な産業の呼び込みに成功してきた。しかし、経済成長とともにベトナム国内の賃金は上昇しており、労働人口増加率も足元で顕著に低下していることから、安価な労働力の供給力が中長期的に維持できるかについては懸念もある。こうした中、今後の労働集約的産業の担い手として近年注目を集めているのがカンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ (CLMB) といった国だ。

これらの国は、低賃金や人口動態といった面で大きな優位性を持っている。例えば、製造業におけるワーカーの月額賃金は、4カ国ともベトナムより3~4割ほど低い (図表 18)。また今後の生産年齢人口増加率をみても、総じてベトナムより高い水準が続くと予想されており (図表 19)、当面は安価な労働力を安定的に供給することができると思われる。

現状ではインフラの未整備や政治不安といった要因があり、すぐにベトナムにある労働集約産業の拠点が産業がこれらの国に移る状況にはない。しかし、2015年にはミャンマーがティラワ経済特区を開業するなど、労働集約的産業の誘致に取り組む動きがみられ、低コスト製品の製造拠点として、中長期的にはベトナムとCLMBの競合が強まっていくと考えられる。

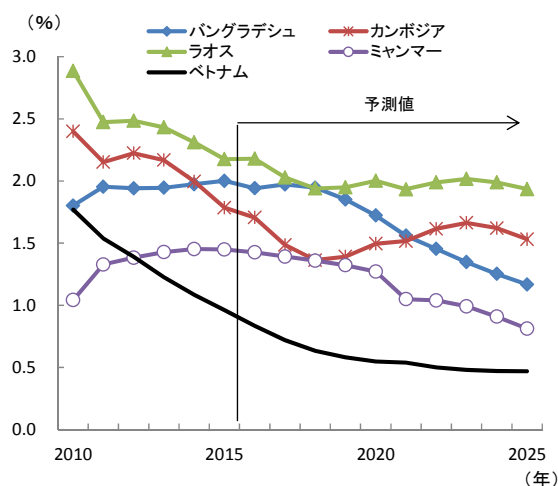
メガFTAが発効することで、ベトナムが受けると期待される最も大きい恩恵は、前述の通り、欧米で高関税が課されている縫製品の関税撤廃である。これにより、ベトナムの欧米向け輸出のコストは低下が予想される。では、こうしたメガFTAによるベトナムの欧米向け輸出コストの低下は、CLMBとベトナムの労働集約産業における今後の競合にどのような影響を及ぼすのであろうか。

図表 18 製造業ワーカー賃金



(注) 2014年10~11月に行われた調査。  
複数都市で調査が行われている場合は、全都市の平均額。  
(資料) JETRO よりみずほ総合研究所作成。

図表 19 生産年齢人口増加率



(資料) 国連よりみずほ総合研究所作成

## 2. GSP が CLMB の輸出競争力を後押し

ベトナムと CLMB 各国の輸出コストを比較する場合に重要なのが、一般特惠関税制度（GSP）の存在だ。GSP は、先進国・地域が発展途上国・地域からの輸入品に対して、一般に課している関税率よりも低い関税を課するという優遇措置であり、アジア諸国には欧米の GSP 適用対象国となっている国が多数ある（次頁図表 20）。ただし、どのような国に GSP が適用されるかや、適用される場合にどういった内容の恩恵措置になるのかといった点は、GSP を付与する先進国・地域が独自に基準を設定しており、国によって様々である。そこで以下では、EU と米国がアジア諸国のどの国にどういった内容の GSP を付与しているのかを確認していこう。

### （1）EU は CLMB に最上位の GSP 付与

EU は、ASEAN 諸国のうち 6 カ国に GSP を適用しているほか、インドやミャンマーといった国にも GSP を適用している。タイ、マレーシア、中国については、現在は GSP 対象外となっているものの、以前は GSP の対象国だった。これら 3 カ国は経済発展が進んだことにより、2014 年にマレーシア、2015 年に中国とタイが GSP 対象国を「卒業」した。

EU の場合には、3 つの異なるタイプの GSP を設定している。まず、一般的な GSP が適用されている国は、ベトナム、インド、インドネシアの 3 カ国で、全輸入品目数の 66% の品目が関税削減の対象となっている（次頁図表 21）。

2 つ目のタイプは、一般的な GSP よりも関税の引き下げ幅が大きい「GSP+」と呼ばれる内容の GSP である。人権や労働者の権利などに関連する国際条約を批准し、EU が重要視する国際的な倫理を一定水準以上満たしている国に対して適用されるもので、主要アジア諸国の中ではフィリピンが対象国となっている。

GSP+ よりも更に優遇された内容の特惠措置が、EBA（Everything But Arms）である。GSP 措置の対象国の中でも、経済発展度合の低い国に適用されるもので、主要アジア諸国では CLMB の 4 カ国が対象国となっている。EBA の対象国となっている国から EU への輸出品は、武器など特殊な品目を除いて原則的に全て関税が免除となる。

### （2）米国はカンボジアに最上位の GSP 付与

一方、米国が GSP を適用しているアジア諸国は、カンボジア、インド、フィリピン、インドネシア、タイの 5 カ国で、EU と比べてその数は少ない。EU は、基本的に経済発展の度合を GSP 適用の基準としており、国際条約の批准など倫理的な項目は適用する GSP の内容を定める際に用いる補助的な基準としている。それに対し、米国は倫理的な項目も満たしていないと GSP の適用自体を行わないとの態度をとっているため、GSP の対象となる国に限られるのである。

例えば、中国、ベトナム、ラオスは全て EU の GSP の適用対象国か、以前に適用対象国となっていた国である。しかし、米国は基本的に共産主義国を GSP の適用対象国としない立場をとっていることから、これらの国は GSP の適用対象から外れている。その他にも、ミャンマーは労働者の権利に関する条項が GSP の適用基準を満たしていないことから、1989 年以降 GSP の受益国資格が停止されている。バングラデシュは 2013 年まで GSP の適用対象国となっていたが、2013 年に起きた縫製工場の崩壊事

故をきっかけに、労働者権利の条項を満たしていないと認識され、GSP 受益国資格を停止された。

米国による GSP の受益国は2つのグループに分類され、グループによって特惠関税が適用される品目の範囲が異なる。1つ目のグループはBDC（Beneficiary Developing Country）と呼ばれる通常の特恵受益国で、約3,500品目の輸出品について関税が免除される。もう1つはLDBDC（Least Developed Beneficiary Developing Country）と呼ばれるグループであり、このグループに分類される国は、基本的に国連の所得別分類において後発開発途上国（Least Developed Country）として認定されている国である。LDBDC に分類される国・地域への GSP 措置では、BDC と比べて特惠関税の適用対象となる品目が多い。米国から GSP 措置を受けているアジア諸国の中で LDBDC に分類されているのはカンボジアのみで、その他は全て BDC に分類されている。なお、EU における EBA のように、ほぼ全ての品目の関税が撤廃される内容の GSP 措置を米国は採用していない。

図表 20 欧米によるアジア各国への GSP 適用状況

	EU	米国
カンボジア	○ (EBA)	○ (LDC)
ミャンマー	○ (EBA)	×
バングラデシュ	○ (EBA)	×
ラオス	○ (EBA)	×
ベトナム	○ (GSP)	×
インド	○ (GSP)	○ (GSP)
フィリピン	○ (GSP+)	○ (GSP)
インドネシア	○ (GSP)	○ (GSP)
タイ	×	○ (GSP)
マレーシア	×	×
中国	×	×

(資料) 欧州委員会、米国通商代表部よりみずほ総合研究所作成

図表 21 欧米の GSP 適用基準と特惠内容

**EU**

分類	適用基準	特惠内容
<b>GSP</b>	・世界銀行の分類で「中位高所得国」未満の国・地域	・全品目数の約66%について関税を削減
<b>GSP+</b>	・GSPの条件を満たしている国・地域 ・人権および労働者の権利、環境保護、グッドガバナンスに関する27の国際協定を批准	・GSPの対象となる品目についてゼロ関税
<b>EBA</b>	・国連により「後発開発途上国(LDC)」に指定されている国・地域	・武器を除く全品目についてゼロ関税

**米国**

分類	適用基準	特惠内容
<b>BDC向けGSP</b>	・経済発展度合、他の先進国のGSP付与状況、労働者の権利や知的財産権の保護状況などから総合的に判断	・約3,500品目についてゼロ関税
<b>LDBDC向けGSP</b>	・BDCの条件を満たしている国・地域 ・国連により「後発開発途上国(LDC)」に指定されている国・地域	・BDCの品目に追加で約1,500品目がゼロ関税

(資料) 欧州委員会、米国通商代表部よりみずほ総合研究所作成

### 3. ベトナムと CLMB は関税面でどちらが優位か

#### (1) EU 向け では当面は CLMB の優位が続く

欧米がアジアに付与している GSP 特恵の内容を踏まえて、現状のベトナムおよび CLMB 各国の欧米向け縫製品輸出コストと、EVFTA・TPP 発効後の変化を確認しよう。

まず EU については、CLMB は全て EBA 付与の対象国となっており、武器以外全ての輸出品に対する関税がゼロになっている。したがって、縫製品の関税も全てゼロである（図表 22）。一方、ベトナムも、EU からは通常の GSP を適用されており、縫製品も多くは特恵関税の適用を受けている。しかし、EBA のように完全にゼロ関税になっているわけではなく、適用後でも依然として平均 10%近い関税が課せられている。そのため、現状では EBA を適用されている CLMB 各国から EU に輸出したほうが、ベトナムから輸出するよりも関税面では有利になる。ベトナムと EU の間で EVFTA が発効すると、こうしたベトナムの縫製品に対する EU の関税は最終的には撤廃されるため、EBA の付与を受けている CLMB と関税の条件は同じになる。しかし、関税が完全に撤廃されるまでには、EVFTA の発効から 7 年の時間がかかるため、当面は EBA を適用されている CLMB 各国が関税面で有利な状況は変わらないといえるだろう。

もう 1 つ重要なのは、GSP における原産地規則である。GSP の下でも FTA と同様に、輸出品が特恵関税を受けるためには、原産地規則を満たす必要がある。前述の通り、EVFTA における縫製品の原産地規則は、履物では 1 工程基準であるものの、衣類は生地製造と裁断・縫製の 2 工程をベトナム国内で行う必要のある 2 工程基準である。これに対し、EBA における原産地規則は履物、衣類ともに 1 工程基準である。すなわち、衣類の原産地規則は EVFTA よりも緩い内容で、生地などの材料品が他国から輸入されていても特恵関税を享受することができるのである。

このように、税率だけではなく原産地規則の面においても、EVFTA 発効後のベトナムより EBA 受益国の CLMB 各国のほうが、縫製品輸出において優位な立場にあると言えよう。

以上を踏まえると、CLMB 各国が EBA 適用対象国となっているかぎり、EVFTA が発効して関税削減が行われても、EU 向け縫製品の輸出における CLMB の優位性は大きくは変わらないとみられる。

図表 22 EU 向け縫製品輸出の特恵関税内容

国	適用される特恵関税	縫製品の関税率		特恵関税の原産地規則	
		衣類	履物	衣類	履物
CLMB	EBA	0%	0%	1工程基準	1工程基準
ベトナム	GSP	12% (加重平均)	18% (加重平均)	2工程基準	1工程基準
	EVFTA	0% (発効7年後)	0% (発効7年後)	2工程基準	1工程基準

(資料) 欧州委員会よりみずほ総合研究所作成

ただし、CLMB がいつまで EBA の適用対象となるのかは不透明だ。EBA の卒業条件は、国連の分類における後発発展途上国（Least Developed Country:LDC）を脱することである。それまで LDC に分類されていた国が LDC でなくなった場合には、3 年の移行期間を経て EBA を卒業することとなっている。LDC としての認定については、1 人当たり GNI の水準や社会の発展度合に対する指標を総合的に判断し、3 年に 1 度見直しが行われる<sup>19</sup>。直近の見直しは 2015 年に行われたが、GNI の水準だけを考えると、ラオスやミャンマーの GNI はすでに LDC の水準を上回り、カンボジアやバングラデシュも LDC の上限に近づいている。今後、他の指標も改善に向かって CLMB が EBA を卒業し、通常の GSP 適用国となれば、関税率面では EVFTA 発効後のベトナムが優位となることが予想される。

## （2）米国向けは TPP でベトナムの優位性が高まる

米国向け輸出においては、現状で CLMB とベトナムの中で、GSP を付与されているのはカンボジアのみである。ただし、米国の GSP は EU のものと違い、縫製品が特惠関税の適用品目とはなっていない<sup>20</sup>。つまり、米国向けの縫製品輸出においては、GSP の適用を受けているカンボジアも、それ以外の国と同率の関税を課されている（図表 23）。したがって、ベトナムおよび CLMB 各国の対米縫製品輸出における関税コストは現状では全て同じである。

これに対して、TPP が発効すれば、ベトナムの対米縫製品輸出の関税率は低下する。完全に撤廃されるには発効後 12 年の時間がかかるものの、発効年に税率は大きく引き下がるため、TPP 発効とともに、ベトナムの CLMB 各国に対する関税面での優位性は大きく高まる。

CLMB 各国が関税コストをベトナムと同程度にするためには、TPP に参加するか、関税撤廃に関する合意内容が TPP と同程度の FTA を米国と結ぶ必要がある。しかし、現状ではいずれも実現する可能性は非常に低い。ミャンマーとラオスは、2016 年内にも米国から GSP の適用が再開されることが期待されているが、仮に実現したとしても、縫製品輸出におけるベトナムの優位性が大きく揺らぐことはないだろう。

図表 23 米国向け縫製品輸出の特惠関税内容

国	適用される特惠関税	縫製品の関税率		特惠関税の原産地規則		
		衣類	履物	衣類	履物	
CLMB	カンボジア	LDBCD	通常税率	通常税率	-	-
	バングラデシュ、ラオス、ミャンマー	-	通常税率	通常税率	-	-
ベトナム	TPP	0% (発効12年後)	0% (発効12年後)	3工程基準	1工程基準	

(資料) 米国通商代表部よりみずほ総合研究所作成

<sup>19</sup> 1 人当たり GNI 以外に LDC の認定に用いられる指標としては、国民の健康や就学率等から作られる Human Asset Index と、経済規模や国の隔離性等から作られる Economic Vulnerability Index の 2 つの指標がある。

<sup>20</sup> シェアは小さいものの、縫製品の中でも手袋など一部品目は GSP の対象となる。



## V. おわりに

これまでみてきた通り、ベトナムが TPP や EVFTA といったメガ FTA 推進において、他のアジア諸国に先行しているのは論を待たない。ベトナムがこのように、他のアジア諸国に先駆けてメガ FTA を推進してきた背景には、同国の抱える慢性的な貿易赤字体質や、リーマン・ショック後の直接投資の減少といったマクロ経済的要因に加えて、WTO への加盟が他国よりも遅れたことで加盟交渉において大きな譲歩を強いられたという苦い経験から、欧米が主導する新たな広域自由化の枠組みには早期に参加したいという意向もあったと考えられよう。

メガ FTA 参加により、企業のベトナムに対する注目は高まっている。ベトナムの賃金水準は、EU と比べた場合はもちろんのこと、TPP 加盟国の中でも突出して低く、メガ FTA の発効後は労働集約的な製品の輸出拠点としてベトナムの重要性が高まると期待されている。特に、欧米に高関税が課されている縫製品は、メガ FTA による関税削減でベトナムの輸出競争力が大きく高まるとみられている。更に、先進国基準での国内の投資環境の整備を進めば、FDI の誘致においても周辺アジア諸国より有利になると期待されている。

しかし、メガ FTA の発効でこうした期待通り、ベトナムが FDI の誘致や欧米向けの縫製品輸出で周辺のアジア諸国を引き離し独走するのかを考えると、いくつか懸念材料がある。

まず、タイ、インドネシア、フィリピンといった ASEAN 先発加盟国については、TPP 参加にはまだ時間がかかるとみられるものの、EU とはすでに FTA 交渉を進めている。加えて、産業クラスター政策や経済政策パッケージなどによる FDI 誘致の環境整備も実施している。ベトナムはこうした ASEAN 先発国と比べると産業集積が進んでおらず、材料品の国内調達能力が低い。これらの政策によって産業集積における差が更に拡大すれば、メガ FTA 発効が投資先としてのベトナムの魅力上昇にさほどつながらない可能性もあるだろう。

縫製品輸出における優位性についても、考慮すべき点がある。ベトナムは近年、労働集約的産業におけるコスト競争力では、CLMB に追われる立場になってきている。今後の人口動態を考えても、安価な労働力の供給という面では CLMB がベトナムより優位にある。更に、EU 向け輸出においては、CLMB は最上位の GSP 適用を受けており、基本的に全品目を無関税で輸出することができる。GSP は原産地規則の規定も緩いため、EVFTA 発効後も当面は、関税面で CLMB がベトナムより優位な状況が続くとみられる。米国向け輸出では、こうした GSP の特惠関税措置はなく、TPP が発効すれば関税面でベトナムの優位性が高まるとみられるものの、TPP における衣類の原産地規則が 3 工程基準と厳しい内容となっていることが懸念材料だ。ベトナムが TPP の特惠関税を受けるためには、材料品の中国輸入への依存の克服という大きなハードルを越える必要がある。

以上をまとめると、ベトナムがメガ FTA への参加を最大限に生かし、輸出振興や FDI 誘致において躍進するためには、材料品の調達を中国に依存している現在の産業構造を変えることが最も重要だといえるだろう。ベトナム政府もこうした課題を認識しており、裾野産業製品を生産する企業に対する税制優遇措置を導入するなど、材料品の国内供給能力を高めるための施策をとっている。今後は、こ

うした税制優遇にとどまらず、専門人材の育成や行政手続きの透明化など、様々な面からの取り組みが必要となるだろう。

加えて、周辺の ASEAN 諸国との連携も重要だ。メガ FTA 参加の可能性が低い中国への依存を減らし、自国による材料品供給能力を高めることも重要だが、ベトナム単独で中国に比肩する産業集積を図ることは現実的には難しい。そこで、将来的に TPP や EU との FTA への参加が期待されるタイ、インドネシア、フィリピンなどの ASEAN 諸国との協調による産業振興を進めることも有益だろう。自国で特定分野の裾野産業を育成する一方で、産業集積の進んだこれらの ASEAN 周辺国からの材料品調達も拡大すれば、ベトナムの欧米向け輸出における優位性は飛躍的に向上する。メガ FTA 発効までに残された時間が限られている中、迅速に構造改革を進めていくには、こういった周辺国との協調も利用する柔軟な姿勢が必要となるだろう。

#### [参考文献]

- JETRO (2014) 『EU・ベトナムFTA交渉の経緯と進捗状況』
- 酒向浩二 (2016a) 「ベトナムへの関心を高める日本の製造業～2016年2月アジアビジネスアンケート調査結果～」 (みずほ総合研究所『みずほレポート』2016年5月12日)
- 酒向浩二 (2016b) 「インドネシアTPP参加の本気度～意欲的なジョコ大統領も国内の反発を無視できず～」 (みずほ総合研究所『みずほインサイト』2016年4月4日)
- 菅原淳一 (2015) 「TPP大筋合意をどう読むか～待たれる早期の全条文・付属文書の公開～」 (みずほ総合研究所『みずほインサイト』2015年10月19日)
- タイ投資委員会 (2015) 『BOI 最新投資政策』
- 土屋朋美 (2015) 「EUの対アジアFTA交渉」 (JETRO『ジェトロセンサー』2015年7月号)
- 中村拓真 (2016) 「TPP合意で高まるベトナムの輸出拡大への期待と課題」 (みずほ総合研究所『みずほインサイト』2016年3月15日)
- 藤田麻衣 (2006) 「ベトナムのWTO加盟への歩み—交渉の経緯と課題への対応—」 (坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略—WTO時代の新たな挑戦—』JETRO)
- ベトナム商工省工業戦略政策研究所裾野産業促進センター (2016) 『ベトナムの裾野産業』